

2019年10月1日に消費税率改定を行った場合の 弊社対応について

謹啓

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別なご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

来る2019年10月1日からの消費税法改正に伴い、ミルテル検査につきましても2019年10月1日以降の検査報告書発送分より、新税率の10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

2019年9月30日以前の検査報告書発送分につきましては、到着が2019年10月1日以降となっても旧税率の8%でご請求させていただきます。

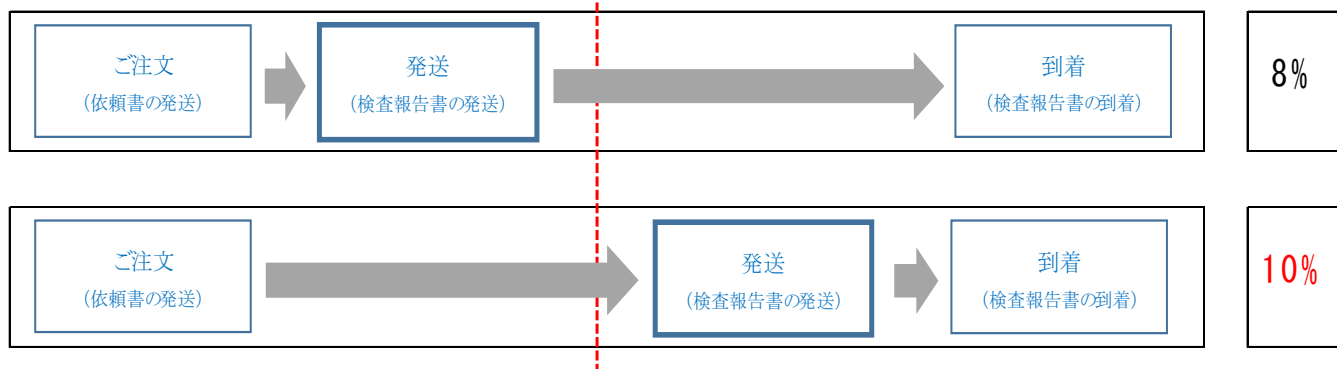
何卒ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

謹白

2019年10月1日

(施行日)

税率



なお、検査結果の発送には、検体受け取り後、21営業日を頂いております。

このため、9月に受取りさせていただきました検体にかかる検査結果のご報告につきましては、通常10月以降での発送となります。10月以降の検査報告書発送分につきましては消費税10%で計算された金額にてご請求させていただきます。

■ 本件に関するお問い合わせ

管理部（月曜日～金曜日：9時～18時）：082-546-9797